

【九州市長会提出議案】

第 1 号議案 公共施設等適正管理推進事業債の延長・拡充について

「都市財政の拡充強化について」

(大分市、津久見市)

各市では、高度経済成長期以降に整備してきた学校や市営住宅等の公共建築物や道路、橋梁などのインフラ施設の老朽化が急速に進行しており、今後は施設の更新や長寿命化の推進等に多額の経費が必要になることが見込まれている。

そのため、公共施設等総合管理計画等を策定し、公共施設等の適正な維持管理について努めているところである。

このような中、国においては、地方公共団体等における公共施設等の老朽化対策をはじめとする適正管理を推進するため、平成 29 年度に「公共施設等適正管理推進事業債」を創設し、その後も平成 30 年度に内容を拡充し、令和元年には対象事業の拡充を行ったところである。

しかしながら、「公共施設等適正管理推進事業債」は事業期間が令和 3 年度(市町村役場機能緊急保全事業は令和 2 年度)までとなっており、長期的な取り組みとなる公共施設等の適正管理の支援には期間が短く、また、庁舎単独での長寿命化改修などは本起債の対象外となっている。

よって、本事業債が地方公共団体にとって長期的かつ幅広く活用が可能な財政支援となるよう、事業期間の延長と適用範囲の拡充を要望する。

第2号議案 文化財の保護・保存・整備・活用に係る補助金の拡

充について

「文化財の保護事業の充実について」

(竹田市、大分市、日田市、臼杵市、杵築市)

我が国は豊かな自然に恵まれ、各地域には先人たちが遺した文化遺産や代々受け継がれてきた伝統芸能など、貴重な文化財が数多く存在する。

こうした文化財は、長く培われた郷土の歴史や文化等を正しく理解するためにも必要不可欠な存在であり、先人たちの優れた生きざまを学びとることで、私たちの生活や将来の文化の向上・発展の基礎となるものである。

地方分権の進展に伴い、地域アイデンティティに基づく「都市個性」の重要性が増大する中で、歴史遺産は地域固有のたたずまいや風情の醸成の中核をなすものである。各地方公共団体においては、貴重な歴史遺産の保護・保存・活用を図るために史跡等の文化遺産の公有化・整備活用・文化財の保存修理、埋蔵文化財の発掘調査等の充実のため最大限の努力を傾けているところである。

しかし、近年の過疎化の進展や少子高齢化等の社会状況の変化、逼迫した地方財政のもとでは十分な事業の実施が困難な状況にあり、文化財保護行政の円滑な推進に多大な影響を及ぼしている。併せて、近年頻発する自然災害による文化財被害の復旧も地方公共団体にとっては大きな負担となっている。また、昨年度から施行された改正文化財保護法では、地方自治体による地域の文化財の総合的な保存活用を可能とし、そうした施策への期待も高まりつつあるが、その実現にも一層の財政負担を必要とする。

国においては、文化財の保護や災害復旧等に伴う文化財修理に加え、文化財保護法に沿った国庫補助金の確保や補助率の維持を図っているが、より実効性の高い文化財の保護と活用のため、十分な財源を確保する中で地方公共団体が所有する国指定文化財の保存維持管理作業費、管理用機器、設備設置費を国庫補助対象にする等、現行制度の適用範囲ならびに補助率のさらなる拡充を図るよう強く要望する。

第3号議案 安定的な財政運営に必要な普通交付税の確保について

「都市財政の拡充強化について」

(国東市)

地方自治体の規模や財政力にかかわらず、各自治体で担う政策や提供する行政サービスは、都市計画や福祉などの事務等において多少の違いこそあるものの、概ね等しいと言える。

今後、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、経済が縮小し、税収等が減少する一方で、保健・医療・福祉部門をはじめとした社会保障関係費に係る支出の増加が見込まれる。

また、少子・高齢化が進行する自治体においては、従来地域住民が自発的かつ共同で行ってきた諸活動（集落内や河川敷等の草刈、水路等の清掃、道路の樹木の枝打ち等）の継続が困難になり、行政による支援や自治体自らがやらなければならない事例が増えてきている。

こういった新たな行政需要の増加に対応するための財源の確保は財政運営上の大きな課題になっており、とりわけ小規模の自治体においては、その緊急度は高くなっている。

交付税が減少することは、財政状況の悪化に伴う行政サービス等の低下はもとより、自治体の運営全般において支障をきたす恐れがあり、小規模自治体ほどその影響を大きく受けるものと考えられる。

このようなことから、地方における急速な人口減少等が地域に与える影響を考慮しながら、地方交付税制度の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能を強化するなか、特に財政基盤の脆弱な条件不利地域特有の課題を抱える小規模自治体においても安定的な財政運営が可能となるよう普通交付税の総額の確保を要望する。

*** 新型コロナウイルス感染症の対応（第４号～第９号議案）**

第４号議案 １．地方自治体への財政支援について

（中津市）

「都市財政の拡充強化について」

感染症対策に早期の対応を講じてきた地方自治体が実施した支援の対応措置に要する経費について、財政支援措置等を講じるとともに、今後見込まれる大幅な税収の減収への対応等、自治体の財政運営に支障が生じることがないように、一般財源総額を確保し、持続可能な財政運営が行えるよう十分な財源措置を行うこと。

また、国が推進する遠隔教育環境整備に取り組む事業者等への財政支援については、当該事業者等の法人格如何に関わらず、事業の実質的意義に着目し、必要に応じて柔軟な対応を行うか、または同様の財政支援が受けられるよう多角的な財政支援を講じること。

第５号議案 ２．一極集中から地方分散型への取り組みについて（中津市）

「都市財政の拡充強化について」

コロナ禍による「新しい生活様式」は、行政の在り方や住民の意識にも変化をもたらした。オンライン化やリモート化を加速させることによって企業投資を地方に向かわせ、一極集中型から地方分散型へ移行する取り組みを進めること。

第６号議案 ３．特別定額給付金事業の検証と今後の取り扱いについて

（中津市）

「都市財政の拡充強化について」

今回の特別定額給付金事業は、国が４月２０日に閣議決定したのち、国会の議決を待たずに市区町村に準備に着手するよう指示があり、早期に支給することが求められた。

しかしながら、スピード感が要求される今回のような場合、支給を支えるシステムの導入までしっかりと整っていなければ住民の期待感に早期に応えようとすればするほど、市区町村の事務に多大な影響を及ぼし、また、全国で散見されている二重支給などのミスにもつながってしまう。

については、国は今回の全国市区町村の対応状況及び課題をしっかりと把握・

検証すること。その上で、今後、給付金支給事業を行う場合は、市区町村の対応を踏まえたスケジュールを考慮し、スムーズな事務と支給ができるようオンライン申請の改善等も含めて制度設計を行うこと。

第7号議案 4. 給付金及び助成金事業における自治体との連携強化について

(日田市)

「都市財政の拡充強化について」

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対し、国では雇用調整助成金や持続化給付金事業を実施している。

運用当初から、雇用調整助成金の申請書類作成が煩雑なことや、持続化給付金の申請予約電話がつながりにくいなどの課題があったため、大分県では雇用維持支援センター、各市町村においても企業支援窓口を設置し、申請者への周知や申請が困難な事業者への側面的支援を行ってきたが、手続きまでのハードルの高さから、申請をあきらめた事業者が多くいたことも聞いている。

その後、国は課題解決のため、書類の簡素化や申請窓口の人員増を行うなど改善策を図ってきたものの、助成金・給付金双方の申請状況などについて、市への情報提供が少なすぎるため、申請を敬遠している事業者の存在などの実態把握を行うことができず、十分なサポートができない状況にある。

こうしたことから、国においては、助成金や給付金事業の実施について、自治体が十分に事業者をサポートできるよう、申請状況等の情報共有が行える体制を構築するなど、自治体との連携強化を図ること。

第8号議案 5. 学校臨時休業対策費補助金の適用拡大について

(臼杵市)

「都市財政の拡充強化について」

全国の学校現場においても感染症対策について協議が行われる中、2月27日に政府より、原則3月2日から春休みまでの期間、全国の小中学校を臨時休校とするよう要請が発出された。

それに伴い、学校給食においては、学校給食費（食材費）の保護者への返還など、臨時休校により影響を受ける学校設置者の負担となる費用に対し、国が補助を行うため「学校臨時休業対策費補助金」が創設された。

この補助金により、各市町村の給食費返還や食材キャンセル費等による負担が軽減されたが、対象期間は、3月2日から春休みまでの臨時休業期間と限定されている。

政府は4月7日に緊急事態宣言を発令し、宣言が全面解除となったのは5月

25日である。この4月から5月にかけて全国ほとんどの小中学校が臨時休校の延長措置を取ったところであるが、その間に発生した学校設置者の学校給食費負担は当該補助金の適用とされていない。

学校設置者が負担した4・5月分の学校給食費については、現在、国の地方創生臨時交付金の第2次配分により補填ができる旨の方針が示されているが、地方創生臨時交付金は、今後の経済対策や感染症拡大防止策等に必要な貴重な財源であり、既に制度化されている補助金を引き続き適用すべきであると考ええる。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見込めず、その拡大が懸念される中、今後、再び学校の臨時休校を検討しなければならない状況になった際、学校給食費負担の財源確保が出来ていない状況であれば、適切な休校措置等の判断の妨げになることも考えられる。

加えて、現行の補助制度は、給食費公会計化済みの地方公共団体を想定したものと考えられるため、私会計の地方公共団体においては事務が非常に煩雑なものとなっている。

以上のことにより、今後、引き続き当該補助金が随時適用できるよう、事務処理の簡略化を含め補助制度の改善拡充を行うこと。

第9号議案 6. 緊急包括支援交付金の拡充について

(宇佐市)

「都市財政の拡充強化について」

国は令和2年度第2次補正予算において、新型コロナウイルスに関する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を拡充した。

これにより医療、介護や障害福祉分野を対象に新型コロナウイルス感染症が発生した、または濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務する職員に対し慰労金20万円を支給、また、それ以外の施設・事業所に勤務し、利用者との接触を伴うサービスに携わる職員に対しては慰労金5万円を支給することとなった。

しかし、同交付金は保育所、認定こども園や放課後児童クラブなどの子どもの分野の職員は対象外となっている。

保育所、認定こども園や放課後児童クラブについては、緊急事態宣言下であっても医療従事者や仕事を休むことが困難な保護者の子どもの受け入れ先として保育等を継続してきた。これらの職員は、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護や障害福祉サービスなどの継続に努めた職員と比べても何ら遜色のない程、感染リスクや精神的負担がかかる中、強い使命感を持ち業務に従事している。

このように、コロナ禍という同じ環境の中で、継続して従事しなければならない職員に格差が生じていることから、保育所、認定こども園や放課後児童クラブなどの子どもの分野に従事する職員にも介護や障害福祉サービスなどに従事する職員と同様に慰労金を支給すること。

第10号議案 急傾斜地崩壊対策事業の拡大について

「災害対応力強化のための支援について」

(中津市)

国は、急傾斜地崩壊危険区域において補助基準を定め、急傾斜地崩壊対策に対する補助事業を実施しているところである。

現在、県内自治体においては基礎調査等を行い、土砂災害ハザードマップを作成し、地域住民の注意喚起を行うとともに、急傾斜地崩壊対策事業等を実施し、地域の改善にも努めてきているが、今年度になってからも落石等があった自治体も多く有り、地域住民の安心安全の確保のため早急な対策が求められているところである。

このような中、中山間地においては過疎化により集落の人口が減少し、土砂災害が多発しているような状況であり、国の急傾斜地崩壊対策事業補助基準で示された、人家の戸数に満たない崩壊対策事業の必要箇所が増加している。

急傾斜地災害から地域住民の人命や財産を守るために国庫補助事業を活用し、早急な崩壊対策事業が必要であることから、十分な財政措置を講じるとともに同補助基準における人家の戸数の緩和を強く要望する。

第 11 号議案 介護人材の確保に係る介護職員の処遇改善について

「介護保険制度について」

(別府市)

高齢化の進展により、一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者など、介護を必要とする高齢者は今後さらに増加すると見込まれているが、一方で介護人材は全国的に不足している。

介護人材が不足する要因の一つに、定着しない（短期間で辞めてしまう）ことが考えられるが、労働実態調査等では、介護職員が定着しない理由として、「賃金が安いこと」「仕事量が多いこと」が筆頭に挙げられている。

介護従事者の賃金は、全産業平均賃金と比較するとかなりの格差があり、介護職員は業務に見合った賃金を得られないことによる将来への不安から定着しづらく、そのことが介護職員の高齢化や業務過多につながり、さらなる人材不足に陥るという悪循環となっている。

介護保険を持続可能な制度として存続させるためには、介護職員の処遇を改善し、人材確保が必要と考えるが、介護保険制度では、公費が投入されているものの、介護職員の給与基準などは示されていない。また、これまで介護職員の処遇改善は行われてきているが、法人によって、その給与体系は不均一となっているのが実情である。

こうしたことから、介護にかかるすべての職種の賃金水準の底上げをするために明確な給与基準の構築を行う中で、介護職員の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図ることを要望する。

第12号議案 畜産クラスター事業の拡充について

「農林水産業の振興について」

(豊後大野市)

近年、畜産農家の高齢化が進み、後継者不足が喫緊の課題となっている。そのため、各市では、様々な施策に取り組んでいるが、畜産農家戸数の減少に歯止めがかかっていないのが現状である。

また、価格の安い輸入肉に押され、畜産物の食料自給率は、世界的に見ても低い状況となっている。こうした状況を打開するためには、個々の畜産農家の規模拡大が必要不可欠であるが、現行の畜産クラスター事業では、補助対象が畜舎建設に限定されている。

そのため、同じ敷地内での規模拡大が困難な農家が、新たな場所で建設する場合、畜舎建設以外の敷地造成や取付け道路などの附帯施設、フェンスなどの防疫施設の整備等に要する費用は、全て自己資金で賄わなければならないため、思うように規模拡大を進めることが出来ない状況である。

こうしたことから、食料自給率の向上を図るとともに、意欲のある畜産農家を育成するため、畜産クラスター事業の補助対象の拡充を強く要望する。